

今後の料金見直しに関する基本事項

今後の料金改定については、水道使用者への影響が過大とならないよう、4年毎に料金の見直しを行う

改定作業時のスケジュール

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目	11年度目	12年度目	13年度目	14年度目
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1回目	算定作業 周知期間		改定 → → →											
	料金算定期間													
2回目					算定作業	周知期間	改定 → → →							
							料金算定期間							
3回目									算定作業	周知期間	改定 → → →			
											料金算定期間			

※ 2回目は算定作業は令和7年度、周知期間を令和8年度と設定し、対象期間は令和9年度から令和12年度の4年間とする。
また料金改定日は4月1日を基本とする。